

<第6次延岡市行財政改革>

行 財 政 改 革 大 綱  
財 政 健 全 化 計 画

～市民協働による、さらなる改革をめざして～

平成 22 年 8 月

延 岡 市

## 策定にあたって

我が国の経済状況は、本格的な人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化が進むなか、先行きが極めて不透明な時代が続き、高い失業率が続くなど依然として厳しい情勢にあります。

本市におきましても、景気低迷の長期化により地域経済や地元企業等を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しており、市民生活や本市財政への影響も心配されるところです。

こうした厳しい状況を踏まえ、今後も引き続き、行財政改革に積極的に取り組むこととし、この度「第6次行財政改革大綱」を策定いたしました。

この大綱では、「市民サービスの向上」と「市民と行政が一体となった改革の推進」をめざす姿として掲げ、それを実現するために、平成26年度までの5年間に62項目に取り組んでいくことにしております。

ご案内のとおり、本市は、国の「九州圏広域地方計画」における基幹都市として位置づけられ、また、「定住自立圏構想」における宮崎県北部地域の中心市としての役割も高まっており、あらゆる分野で強いリーダーシップが求められております。

さらに、東九州自動車道の整備も順調に進展するなど、本市の発展に大きな契機が訪れているところでございます。

私はこれらのチャンスを最大限に活かしながら、雇用の確保や地域医療の充実をはじめ、地域経済の活性化と市民生活の安定につながる施策を積極的に実施してまいりたいと考えております。

このように、本市の将来的なビジョンを明確に描きながら、第6次行財政改革にしっかりと取り組んでまいり所存でございますので、市民の皆様には、なお一層のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、第6次行財政改革大綱の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただき、貴重なご意見・ご提言をいただきました延岡市行財政改革推進委員会の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成22年8月

延岡市長 首藤 正治

## < 目 次 >

### ○行財政改革大綱

第 1	これまでの行財政改革の経過及び取組状況	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2	行財政改革の方向	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3	行財政改革の体系	・ ・ ・ ・ ・	3
第 4	行財政改革の主要目標	・ ・ ・ ・ ・	4
第 5	具体的な取り組み	・ ・ ・ ・ ・	4
第 6	行財政改革の実施期間	・ ・ ・ ・ ・	8
第 7	行財政改革の推進体制	・ ・ ・ ・ ・	8

### ○財政健全化計画

第 1	財政健全化計画の目的	・ ・ ・ ・ ・	9
第 2	計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	9
第 3	歳入・歳出改革	・ ・ ・ ・ ・	9
第 4	財政健全化判断比率の改善	・ ・ ・ ・ ・	13
第 5	財政情報の提供	・ ・ ・ ・ ・	13

#### (参考資料)

・	第 6 次延岡市行財政改革大綱の策定フロー	・ ・ ・ ・ ・	16
・	第 6 次延岡市行財政改革大綱の策定経過	・ ・ ・ ・ ・	17
・	延岡市行財政改革推進委員会の委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	18
・	延岡市行財政改革推進委員会条例	・ ・ ・ ・ ・	19
・	延岡市行財政改革推進本部設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	20

# 行財政改革大綱

## 第1 これまでの行財政改革の経過及び取組状況

本市は、これまで5次にわたる行財政改革に取り組んでまいりました。

その結果、民間委託の推進や、組織機構の見直しなどにより、これまで352人の人員削減を実現し、経費削減に努めてきたところです。

- ・第1次行政改革 (昭和60年度～昭和62年度)  
職員定数・給与の見直し、中小企業振興センター管理業務の委託など  
26項目 (職員削減数26人)
- ・第2次行政改革 (昭和63年度～平成2年度)  
生活保護事務等の電算化、給与・諸手当の見直し、老人福祉センターの  
管理運営委託など 20項目 (職員削減数20人)
- ・第3次行政改革 (平成7年度～平成11年度)  
事務機械室の廃止、し尿収集業務の委託、通勤手当等の見直しなど  
36項目 (職員削減数59人)
- ・第4次行政改革 (平成12年度～平成16年度)  
清掃工場の一部民間委託、市立幼稚園の段階的な統廃合など  
78項目 (職員削減数98人)
- ・第5次行財政改革 (平成17年度～平成21年度)  
学校給食調理業務の段階的委託、ごみ収集業務の委託など  
54項目 (職員削減数149人)

しかしながら、長期化する景気低迷や雇用不安、国の制度改革、地方分権の進展や、特に本市においては二度にわたる市町村合併などにより、本市を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化しています。

また、合併後の一定期間に優遇措置が講じられている普通交付税については、平成28年度以降5ヵ年で段階的に削減され、最終的に現在と比較し単年度で約20億円程度が減少する見込みであるなど、本市の財政状況も依然として厳しい状況にあります。

このようなことから、今後とも全庁的に一丸となって、行財政改革をさらに進めていく必要があります。

## 第2 行財政改革の方向

我が国は、本格的な人口減少時代の到来や急速な高齢化、著しい情報通信技術の発達ならびにグローバル化の進展、あるいは厳しい財政制約などといった経済社会情勢の大転換の時期を迎えています。

このような中、本市は、国の「九州圏広域地方計画」における基幹都市として位置づけられ、また、宮崎県北定住自立圏の中心市としても、あらゆる分野で強いリーダーシップが求められています。

また、国による地方制度改革により地域主権の取り組みが進められる中、東九州自動車道整備の順調な進展や細島港の重点港湾の指定など、県北地域を取り巻く環境は大きく変化しており、これらを見据えたまちづくりの取り組みが大変重要となっています。

このような状況を踏まえ、市民に最も身近な基礎的自治体として、質の高い市民サービスを提供しながら、市民の満足度を高め、活力と魅力のあるまちづくりを推進していくとともに、財政の健全性を確保しながら、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、一体となって改革に取り組んでいくことが必要です。

### 《 めざす姿 》

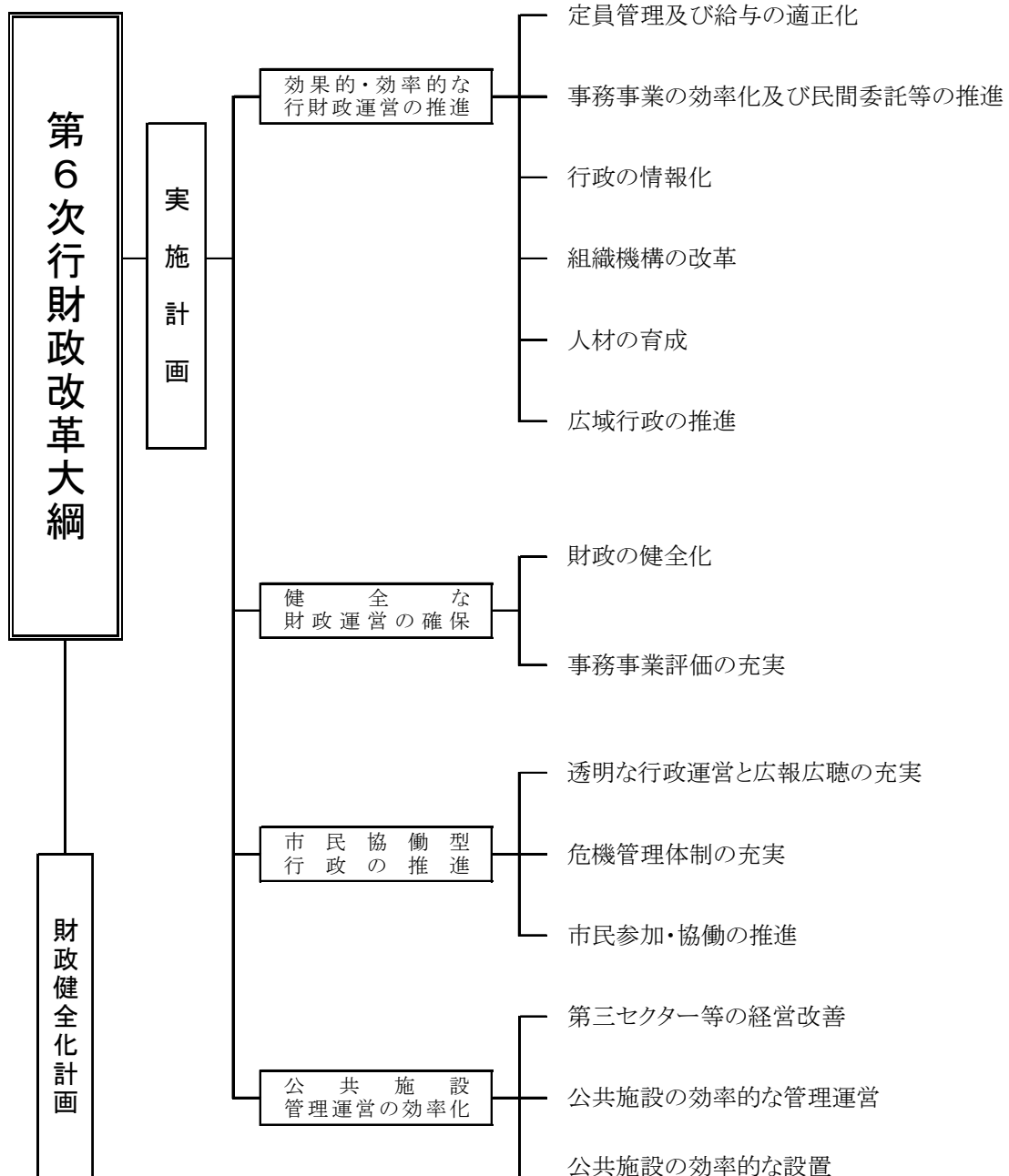
- 1 市民サービスの向上と財政の健全化
- 2 市民と行政が一体となった改革の推進

このような観点から、本市の第6次行財政改革においては、以下の4点を基本的な柱として改革を推進します。

### 《 目標達成のための4つの柱 》

- 1 効果的・効率的な行財政運営の推進
- 2 健全な財政運営の確保
- 3 市民協働型行政の推進
- 4 公共施設管理運営の効率化

### 第3 行財政改革大綱の体系



## 第4 行財政改革の主要目標

### 1. 主要目標

#### (1) 取組項目

取組項目の数は、次のとおりです。

なお、新たに取組項目が生じた場合には、随時追加していくこととします。

- |                       |     |    |              |
|-----------------------|-----|----|--------------|
| 1. 『効果的・効率的な行財政運営の推進』 | ・・・ | 23 | 項目           |
| 2. 『健全な財政運営の確保』       | ・・・ | 9  | 項目           |
| 3. 『市民協働型行政の推進』       | ・・・ | 13 | 項目           |
| 4. 『公共施設管理運営の効率化』     | ・・・ | 17 | 項目           |
|                       |     |    | ( 合計 62 項目 ) |

#### (2) 職員数の削減

職員数を100人削減します。

#### (3) 経費節減効果

年間約11億円の経費節減効果を図ります。

## 第5 具体的な取組

### 1. 『効果的・効率的な行財政運営の推進』

#### (1) 定員管理及び給与の適正化

定員管理については、市民サービスの向上等を十分念頭に置き、業務の民間委託や事務事業の見直し等により職員数を削減し、簡素で効率的な運営体制を推進します。給与については、国、県の動向や他の地方自治体との均衡を踏まえ引き続き適正化に努めます。

なお、定員管理や給与の状況等については、市の広報紙やホームページ等を通じて分かりやすく公表し、市民の理解が得られるよう努めます。

(主な取組)

- ・ 定員管理の適正化
- ・ 給与の適正化

## (2) 事務事業の効率化及び民間委託等の推進

事務事業全般については、その効果や効率性を検証し、再編・整理、統合・廃止などの見直しを行います。

また、これまでも様々な業務を民間委託してきましたが、今後も民間で行なうことができる業務については、可能な限り民間活力の導入を進めます。

なお、これらの取組については、市民サービスの低下を招かないよう十分に配慮します。

(主な取組)

- ・市立保育所、児童館の民営化等
- ・学校施設等管理体制の見直し
- ・市立幼稚園の運営体制の見直し
- ・勤労青少年ホームの運営方針の見直し
- ・幼児ことばの教室の運営見直し
- ・事務改善の推進

## (3) 行政の情報化

住民記録や税情報等の基幹システムを見直し、業務の効率化等を行うことにより市民サービスの質の向上を図ります。

(主な取組)

- ・電算システムの再構築
- ・道路台帳システムの構築

## (4) 組織機構の改革

地方分権等の社会情勢や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、限られた人員で最大の効果が発揮できるよう組織機構の充実を図ります。

(主な取組)

- ・行政機構等の改革
- ・本庁・総合支所間の事務分担等の見直し

**(5) 人材の育成**

政策形成やマネジメント能力等の向上と職場内研修体制の強化を図るとともに、職員個々の市民協働ならびに危機管理に対する意識の向上を図ります。

(主な取組)

- ・研修機能の充実
- ・職員の意識改革

**(6) 広域行政の推進**

県北部8市町村と締結した「定住自立圏形成協定」に基づく事業を推進するとともに、県境を越えた広域的な視点から、関係市町村との連携強化を図ります。

(主な取組)

- ・広域行政体制の充実
- ・市町村合併の調査研究

**2. 『健全な財政運営の確保』**

**(1) 財政の健全化**

持続可能な財政運営を確立するため、歳入・歳出の両面から財政の体質改善を目指す財政健全化計画を策定し、推進を図ります。

(主な取組)

- ・財政健全化計画の策定
- ・公共事業のコスト縮減
- ・下水道使用料の見直し
- ・特別会計等繰出金の抑制

**(2) 事務事業評価の充実**

P D C Aサイクルの定着化を含めた職員の意識改革を図るとともに、より高い評価精度が得られるように評価手法の充実に努めます。

(主な取組)

- ・評価手法の充実

### 3. 『市民協働型行政の推進』

#### (1) 透明な行政運営と広報広聴の充実

行政としての説明責任を果たすため、行政情報の積極的な提供と、分かりやすい的確な広報活動に努めます。

また、「まちづくり懇談会」の開催や市政モニターの導入等により、市民の声の市政への反映に努めます。

(主な取組)

- ・「市民の声」の市政への反映
- ・市政情報の積極的な発信
- ・パブリックコメントの推進

#### (2) 危機管理体制の充実

大規模な自然災害や家畜伝染病の発生等のような緊急事態の発生に備え、災害情報伝達システムやマニュアルの充実をはじめ、市民・事業者・関係団体と行政との連携体制の充実に努めます。

(主な取組)

- ・地域自主防災組織の結成促進
- ・災害対応マニュアル・災害情報伝達システムの充実
- ・災害対応ネットワークの充実

#### (3) 市民参加・協働の推進

新たに策定した「市民協働のまちづくり指針」に基づき、市民や市民活動団体と行政が協力し合う協働事業を推進します。

また、地域コミュニティの活性化を図るため、既存施設の活用も含め環境整備に取り組みます。

(主な取組)

- ・市民協働事業の推進
- ・健康づくり・福祉・環境等の分野における市民活動の推進
- ・地域コミュニティの充実

#### 4. 『公共施設管理運営の効率化』

##### (1) 第三セクター等の経営改善

第三セクター等については、経営改善計画に基づき、さらなる改善に向けた取り組みを進めます。また、経営状況について毎年点検・評価を行い、改善が認められない場合には、民営化や廃止等を含め抜本的な対策を講じます。

(主な取組)

- ・ 第三セクター等の経営改善に向けた点検評価の充実
- ・ 各種第三セクター等の経営改善
- ・ 第三セクター等の情報公開

##### (2) 公共施設の効率的な管理運営

指定管理者制度の活用を促進するとともに、公共施設維持管理計画の策定について取り組みます。

(主な取組)

- ・ 指定管理者制度の活用推進
- ・ 公共施設維持管理計画策定

##### (3) 公共施設の効率的な設置

公共施設の設置及び運営については、経費削減や民間資本の活用を図るため、P F I 方式を含む新たな整備手法の調査研究を進めます。

(主な取組)

- ・ P F I 方式等の調査研究

### 第6 行財政改革の実施期間

計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、年次的に取り組みを進めます。

### 第7 行財政改革の推進体制

庁内においては、副市長を本部長として各部局長により構成する「行財政改革推進本部」により、全庁的に行財政改革の取り組みを推進します。

また、計画の進捗状況については、市民の代表により構成する「行財政改革推進委員会」に報告し、ご意見等を踏まえ推進します。

なお、行財政改革大綱及び実施計画、並びに計画の進捗状況等については、市の広報紙やホームページを通じて、市民に分かりやすく公表します。

# 財政健全化計画

## 第1 財政健全化計画の目的

延岡市では、これまで、第5次の行財政改革を進め、財政健全化に向けた様々な取組みを進めてきました。

地方分権が更に進展する中で、引き続き、行財政改革を通じて、地方の自立と責任を確立するための取組みを行っていかねばなりません。

地方交付税に依存している本市では、国の政策や財政運営の方針等により、税財源の状況は大きく変動します。合併にともなう普通交付税の合併算定替により、平成28年度以降は、普通交付税が段階的に縮減され、平成33年度では、現在と比較して、単年度で約20億円減額されます。(P14「普通交付税の合併算定替イメージ図」参照)

このため、5年先、10年先を見据え、持続可能な財政基盤を確立するため、事務事業評価の結果等も十分に踏まえながら、「選択と集中」及び「最少の経費で最大の効果」という視点を持って、財政健全化計画を策定するものです。

これらの財政健全化の取組みは、市民の皆様や議会などの理解と協力がなければ進めることができませんので、本市の財政状況について、わかりやすい情報の提供に努めてまいります。

## 第2 計画の期間

財政健全化計画の期間は、平成22年度から26年度までの5年間として、第6次行財政改革大綱との整合を図ります。

なお、社会経済情勢の変化や地方行財政制度改革等による行政需要の変動に対応するため、計画期間中の見直しを行うことがあります。

## 第3 歳入・歳出改革

歳入・歳出両面からの改善を進め、財源調整のための基金や、市債に過度に頼ることのない、健全な収支均衡予算を確立していきます。

そのため、以下の7項目について、対応策の指針を定めます。

## 1. 市債発行額の抑制

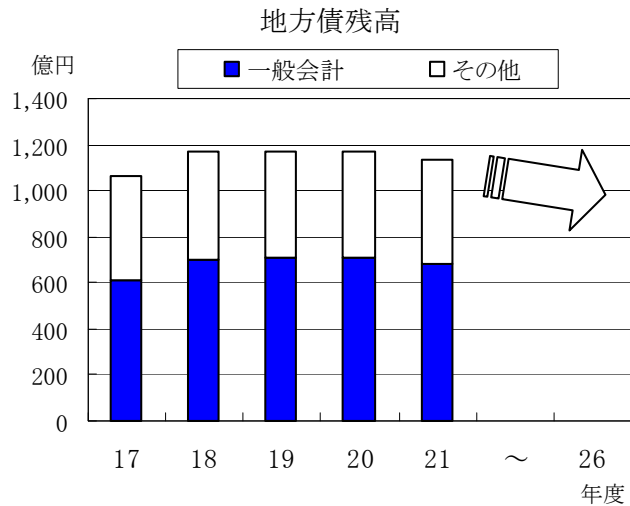
合併により一時的に地方債残高は増えてきましたが、平成21年度は減少しております。

残高のうち約半分は交付税措置がありますが、将来の財政負担を考慮し、公共投資の選択・重点化を行うことにより地方債残高の抑制に努めます。

市債の発行額は、元金償還額の範囲内での借り入れを基本とします。

(単位：百万円)

年度	地方債残高	左の内訳	
		一般会計	その他
17	106,460	60,752	45,708
18	116,635	70,398	46,236
19	116,887	70,777	46,110
20	117,176	71,303	45,873
21	113,508	68,374	45,134

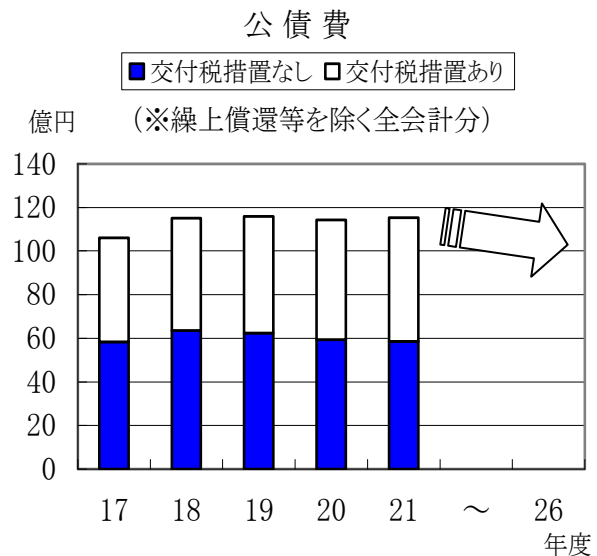


## 2. 公債費の縮減

市債の発行にあたっては、交付税措置のある有利な市債を活用していることから、交付税措置のない元利償還金は減少傾向にあります。将来の財政負担を考慮し、公債費総額の更なる縮減に努めます。

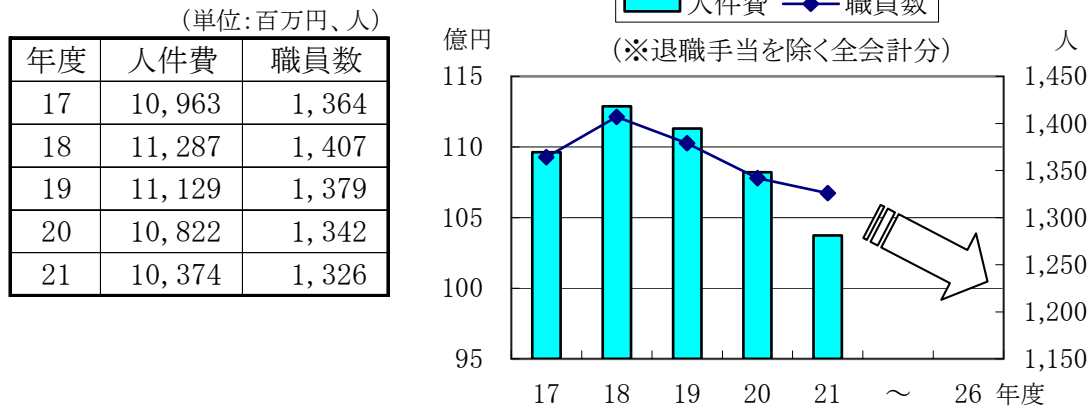
(単位：百万円)

年度	公債費	左のうち交付税措置	
		なし	あり
17	10,604	5,838	4,766
18	11,512	6,357	5,155
19	11,590	6,233	5,357
20	11,429	5,933	5,496
21	11,522	5,853	5,669



### 3. 人件費の抑制

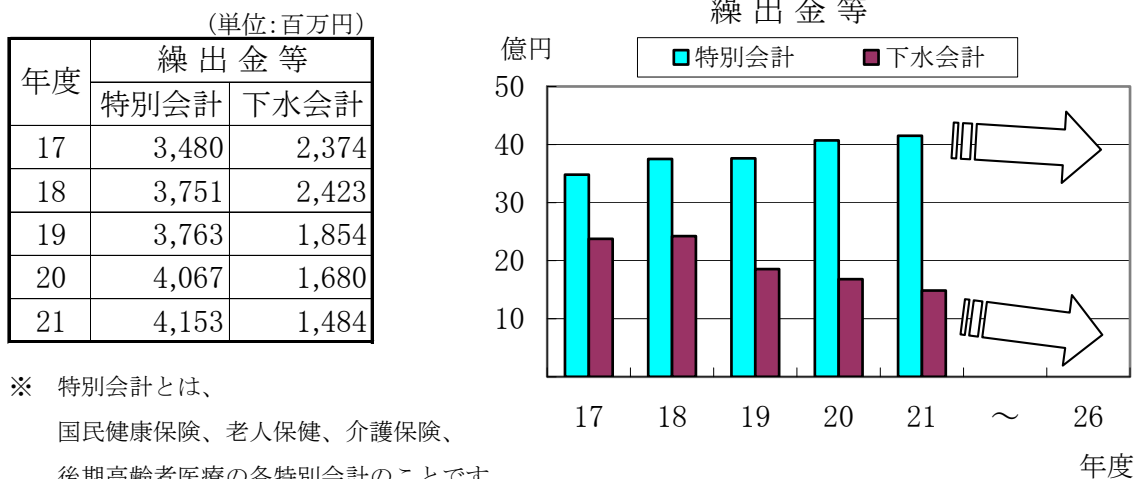
これまで、民間委託や事務事業の見直し等に取り組んだ結果、職員数・人件費ともに減少してきていますが、更なる抑制に努めます。



※ 職員数は各年度4月1日現在の人数。

### 4. 繰出金等の抑制

各特別会計・企業会計については、経営改善を行い、一般会計からの繰出金等の抑制に努めます。



※ 特別会計とは、  
国民健康保険、老人保健、介護保険、  
後期高齢者医療の各特別会計のことです。

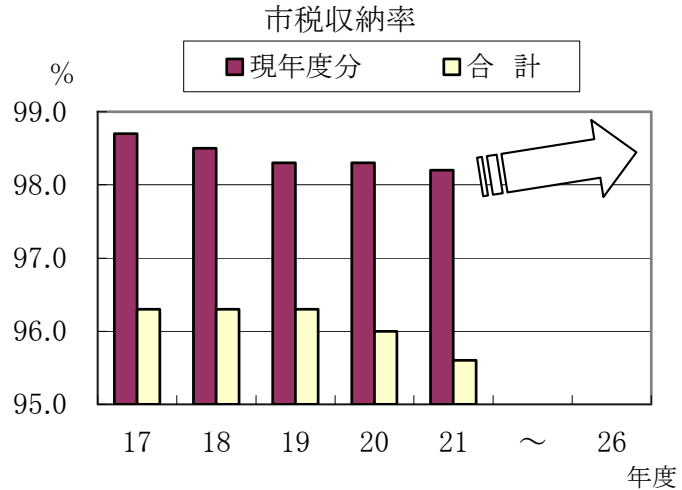
### 5. 市税等の収納率の向上

本市における市税の収納率は、県内 9 市の中で常にトップの位置にありますが、景気低迷の影響等により収納率が低下傾向にあります。収納率アップのための取組強化を行い、自主財源の確保に努めます。

また、市営住宅使用料、保育料、国民健康保険税、下水道受益者負担金・使用料、介護保険料などについても市税と同様に収納率の向上を図ります。

年度	市税収納率(%)	
	現年分	合計
17	98.7	96.3
18	98.5	96.3
19	98.3	96.3
20	98.3	96.0
21	98.2	95.6

※ 合計は現年度分と滞納分を合計した場合のことで



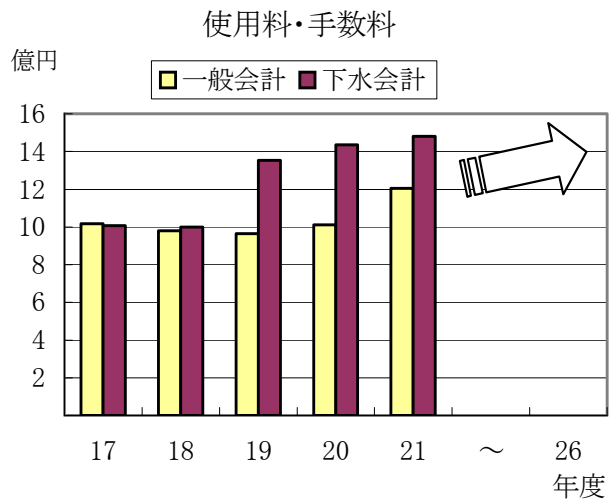
### 6. 使用料・手数料の見直し

受益者負担の適正化等の観点から全般的な見直しを行います。

下水道使用料については、下水道事業の健全な経営を確立するため、定期的に見直しを行い、適正な料金設定に努めます。

(単位:百万円)

年度	一般会計		下水道使用料
	使用料	手数料	
17	870	131	1,008
18	836	128	1,000
19	826	125	1,353
20	821	177	1,435
21	829	380	1,482



## 7. 財源調整用基金の確保・充実

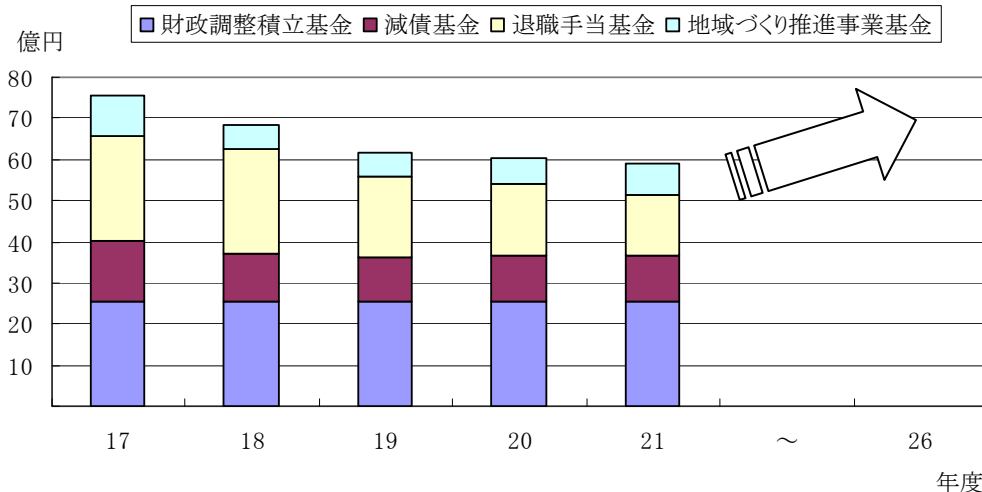
財政状況は、国の施策や経済状況の変化によって大きな影響を受けます。

予測できない災害や普通交付税の合併特例措置がなくなることを考慮し、今後の財政運営を安定的なものにするために、行財政の効率化、健全化を図りながら、財源調整用基金の確保、充実に努めます。

(単位：百万円)

基金名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政調整積立基金	2,547	2,562	2,562	2,562	2,562
減債基金	1,481	1,156	1,067	1,087	1,108
退職手当基金	2,529	2,531	1,944	1,737	1,450
地域づくり推進事業基金	1,007	578	581	660	785
合計	7,563	6,827	6,155	6,046	5,905
前年度との増減額	△ 458	△ 736	△ 672	△ 109	△ 141

※合併前の旧町分を含んでいます。



## 第4 財政健全化判断比率の改善

上記の歳入・歳出の改革を進めることにより、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の改善に努めます。

(早期健全化基準)

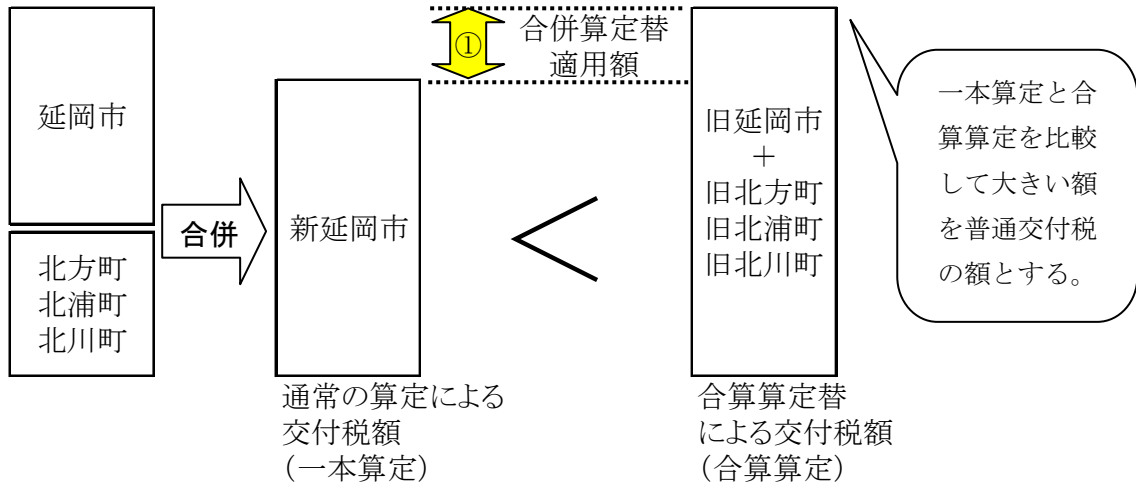
- ①実質公債費比率 H20：14.7% → H26：13.0%以下 (25.0%)  
 ②将来負担比率 H20：137.4% → H26：110.0%以下 (350.0%)

※実質公債費比率とは、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標  
 ※将来負担比率とは、将来負担すべき負債が財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標  
 ※早期健全化基準を超えると、法律に基づく財政健全化計画を定めなければならない。

## 第5 財政情報の提供

財政状況については、市民や議会などに対して、図表やグラフなどを用い、わかりやすく、各種メディアを活用し幅広くお知らせします。

普通交付税の合併算定替イメージ図



17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	〜	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
	① 合併算定替適用期間 (10年)								0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	
								激変緩和 (32年まで)						

普通交付税額 (臨時財政 対策債含む) (単位:百万円)	合算算定 (交付額)	16,380
	一本算定	14,413
	差額 ①	1,967
	27年度との比較	

同額で推移すると仮定した場合

16,380	16,183	15,790	15,397	15,003	14,610	14,413
14,413	14,413	14,413	14,413	14,413	14,413	14,413
1,967	1,770	1,377	984	590	197	0
0	▲ 197	▲ 590	▲ 984	▲ 1,377	▲ 1,770	▲ 1,967

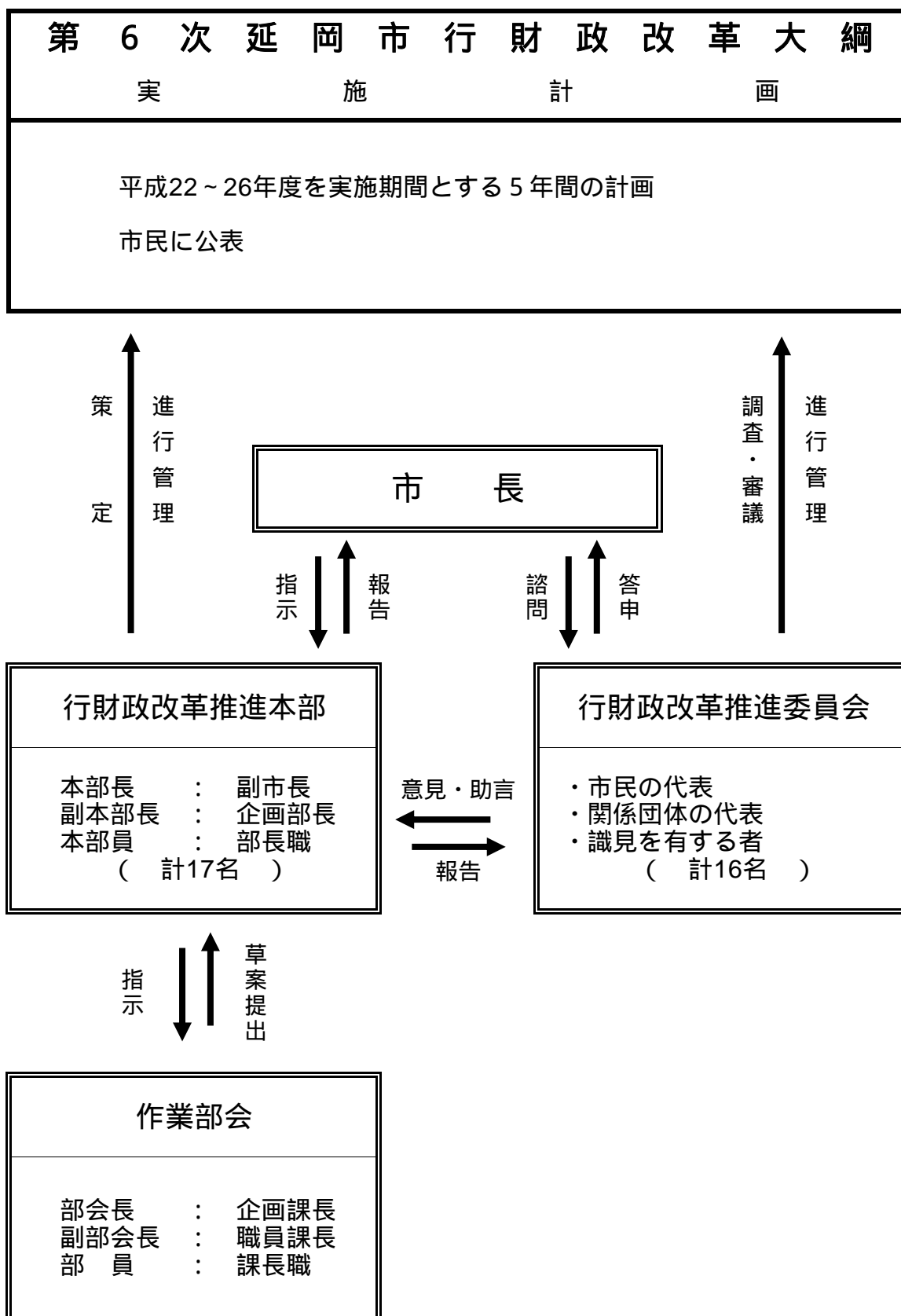
6年後には約20億円減少

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額（財源不足額）に応じて配分される。市町村合併が行われる場合、スケールメリットによりさまざまな経費が節約されることとなるが、これらは合併後直ちに節減できるものではない。

そこで、市町村合併に伴う普通交付税算定上の財源不足額の減少による合併の障害を除去するため、合併後一定期間財源を保障する制度が設けられており、この特例措置のことを「合併算定替」という。

( 参考資料 )

策定フロー



## 策定経過

日 付	内 容	
平成22年 4月28日	(第1回) 行財政改革推進本部会議	
5月12日	(第2回) 行財政改革推進本部会議	
5月28日	第1回 行財政改革推進委員会	委嘱状の交付 行革大綱策定について諮問 延岡市の現状の説明 現状等に関する協議
6月24日	(第3回) 行財政改革推進本部会議	
6月28日	第2回 行財政改革推進委員会	第1回委員会での質問に対する回答 委員の意見を聴取
7月5日	(第4回) 行財政改革推進本部会議	
7月8日	第3回 行財政改革推進委員会	第2回委員会での質問に対する回答 行革対象項目と課題について協議
7月28日	(第5回) 行財政改革推進本部会議	
8月5日	第4回 行財政改革推進委員会	答申内容の協議
8月10日	答 申	市長へ答申書を提出

## 委員会名簿

( 順不同、敬称略 )

No.	団体名等	役職名等	氏名
1	延岡商工会議所	会頭	清本英男
2	延岡市区長連絡協議会	会長	芝弘光
3	北方町地域協議会	会長	甲斐和芳
4	北浦町地域協議会	会長	宇戸田定信
5	北川町地域協議会	会長	小谷謹一
6	延岡農業協同組合	副組合長	山本照弘
7	延岡市社会福祉協議会	会長	坂本純一
8	延岡地区建設業協会	会長	山崎司
9	のべおか男女共同参画会議21	会長	木原万里子
10	延岡商工会議所 女性会	会長	黒木節子
11	延岡市PTA連絡協議会	副会長	林田玲子
12	旭化成株式会社	延岡支社 延岡総務部長	上荷田洋一
13	旭有機材工業株式会社	延岡総務部長	甲斐久美雄
14	宮崎県北地区同盟	事務局長	柳沢浩伸
15	県北地区労組会議	特別執行委員	濱田兆章
16	九州保健福祉大学	副学長 (研究担当)	福本安甫

任 期 : 平成22年5月28日～平成24年5月27日

# 推進委員会条例

平成18年6月28日

条例第83号

改正 平成19年3月31日条例第80号

(設置)

第1条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、延岡市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条

委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革に関する事項について調査及び審議を行う。

2 委員会は、前項の調査及び審議を行うほか、市長の求めに応じ、行財政改革の推進状況について意見を述べることができる。

(組織)

第3条

委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者

(任期)

第4条

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条

委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条

委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延岡市行財政調査会条例の廃止)

2 延岡市行財政調査会条例(昭和50年条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月31日条例第80号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 推進本部設置要綱

(設置)

### 第1条

地方公共団体の果たすべき役割はますます重要となっており、また、地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあることから、改めてその責務を自覚し、社会の変化に対応した効率的な行政の確立に向けて自主的に改革を図っていくため、延岡市行財政改革推進本部(以下「本部」という)を設置する。

(所掌事務)

### 第2条

本部は、次に掲げる重点事項について調査審議し、その結果を「延岡市行財政改革大綱」としてまとめ市長に報告するものとする。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進
- (5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- (6) 会館等公共施設の効率的な設置及び管理運営
- (7) その他必要な事項

(組織)

### 第3条

本部は、別表の副市長及び部長職をもって組織する。なお、本部の下に課長職で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 本部会に本部長、副本部長を置き、それぞれ副市長、企画部長をもってこれに充てる。
- 3 作業部会に部会長及び副本部会長を置き、それぞれ企画課長、職員課長をもってこれに充て本部長の指示により作業を行うものとする。
- 4 本部長及び部会長に事故あるときは、それぞれ副本部長、副本部会長がその職務を代理する。

(会議)

### 第4条

本部の会議は、本部会及び作業部会とし、必要に応じて本部長及び部会長が招集する。

(庶務)

### 第5条

本部の庶務は企画課が処理する。

附 則

1. この要綱は、平成7年3月1日から施行する。
2. この要綱は、平成12年6月22日から施行する。
3. この要綱は、平成18年5月29日から施行する。
4. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
5. この要綱は、平成19年10月22日から施行する。
6. この要綱は、平成20年4月16日から施行する。
7. この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

副市長	
企画部長	上下水道局長
総務部長	会計管理者
市民環境部長	議会事務局長
健康福祉部長	教育部長
農林水産部長	消防長
商工観光部長	北方町総合支所長
都市建設部長	北浦町総合支所長
都市建設部参事	北川町総合支所長